

担保不動産収益執行申立書

大阪地方裁判所第14民事部 御中

平成 年 月 日

〒 530 - 0001

大阪市北区西天満 丁目 番 号

債権者 株式会社

代表者代表取締役

印

電 話 06 - -

F A X 06 - -

(担当)

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

担保権・被担保債権・請求債権 別紙担保権・被担保債権・請求債権目録記載のとおり

給付義務者・給付請求権の内容 別紙給付義務者・給付請求権の内容目録記載のとおり

債権者は債務者（兼所有者）に対し、別紙請求権目録記載の請求債権を有するが債務者がその弁済をしないので、別紙担保権目録記載の（根）抵当権に基づき、別紙物件目録記載の不動産について担保不動産収益執行の開始を求める。

添付書類

- 1 資格証明書 1通
- 2 商業登記簿謄本 1通
- 3 不動産登記簿謄本原本 1通，写し1通
- 4 住民票の写し 1通
- 5 公課証明書 1通
- 6 現場案内図 1通

(別紙)

給付義務者・給付請求権の内容目録

- 1 〒 530 - 9999
大阪市淀川区三国本町 丁目 番号 マンション101号室 甲野
太郎
101号室の賃料月額 万円
- 2 上記 マンション103号室 乙山 春子
103号室の賃料月額 万円
- 3 前記以外の給付義務者及び給付請求権の内容は、分からない。

1 自然人の場合、その者の住所・氏名を、法人の場合、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。

給付義務者の氏名・住所が不明であるか、氏名等は明らかであるが給付請求権の内容が不明の場合、申立書にその旨(「給付義務者が明らかでない。」又は「給付請求権の内容が分からない。」)を記載してください。

住所・氏名等による特定が不正確な場合、後に更正決定等の処理が必要となるため、申立て段階で確実な給付義務者のみ記載してください(入手している賃貸借一覧表のデータが古いなど、給付義務者の存在が不確かな場合は、不明で結構です)。把握している情報等は申立て後の面談の際に御提供ください。

2 給付請求権の内容については、「賃貸借契約に基づく月額5万円の賃料債権」等と記載してください。」